

議案第57号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年11月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、第8条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、

第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(議案第57号) 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前																																
第1条関係 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第1条関係 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>765,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>893,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
2・3 (略)	2・3 (略)																																
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。																																
3・4 (略)	3・4 (略)																																

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第14条の2第3項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>